

事業所排水口地点 有害項目検査（採取日：令和 6 年11月20日）

分析項目	単位	報告値	排水目標※
鉛及びその化合物	mg/L	検出されず	0.1

※ 三原市水源保全条例第 7 条に規定する排水目標

定点調査地点 有害項目検査（採取日：令和6年11月11日）

分析項目	単位	報告値	環境基準※	
鉛及びその化合物	mg/L	検出されず	鉛	0.01
ほう素及びその化合物	mg/L	0.47	ほう素	1

※ 環境基準は、年間平均値とされているものです。環境基準とは、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づき定められた行政目標です。長期間の飲用を想定した際の健康への影響の観点から設定されるもので、毎日2リットル、70年間飲み続けても影響がない値とされています。

定点調査地点及びその付近 堆積物検査（採取日：令和6年11月11日）

(%)

試料名	Fe	Si	Ca	K	Mn	S	Ti	Zr	Zn	Sr	Y
褐色物質	61	24	11	1.8	0.82	0.69	—	0.04	0.07	0.05	0.04
黒色物質	56	33	5.3	3.0	0.78	0.84	0.59	0.10	0.07	0.06	0.06

※ 褐色物質及び黒色物質は、鉄（Fe）、ケイ素（Si）、カルシウム（Ca）、K（カリウム）の無機化合物とこけのようなタンパク質を含む物質が混合したものであり、褐色物質及び黒色物質はほぼ同一の物質であると考えられる。

※ 褐色物質及び黒色物質について、鉛及びその化合物が含まれているか検査をしたところ、両物質とも検出されませんでした。

定点調査地点 有害項目検査（採取日：令和 6 年10月31日）

分析項目	単位	報告値	環境基準※1	
鉛及びその化合物	mg/L	検出されず	鉛	0.01
ほう素及びその化合物	mg/L	0.59	ほう素	1

※1 環境基準は、年間平均値とされているものです。環境基準とは、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づき定められた行政目標です。長期間の飲用を想定した際の健康への影響の観点から設定されるもので、毎日 2 リットル、70年間飲み続けても影響がない値とされています。

定点調査地点 有害項目検査（採取日：令和6年9月5日）

分析項目	単位	報告値	排水基準※1	環境基準※2
カドミウム及びその化合物	mg/L	検出されず	0.03	0.003（化合物は含まない。）
シアン化合物	mg/L	検出されず	1	検出されないこと（化合物は含まない。）
有機燐化合物	mg/L	検出されず	1	—（化合物は含まない。）
鉛及びその化合物	mg/L	検出されず	0.1	0.01（化合物は含まない。）
六価クロム化合物	mg/L	検出されず	0.2	0.02（化合物は含まない。）
砒素及びその化合物	mg/L	0.007	0.1	0.01（化合物は含まない。）
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	検出されず	0.005	0.0005（化合物は含まない。）
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されず	検出されないこと	検出されないこと（化合物は含まない。）
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されず	0.003	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	検出されず	0.2	0.02
四塩化炭素	mg/L	検出されず	0.02	0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	検出されず	0.04	0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	検出されず	1	0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	検出されず	0.4	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	検出されず	3	1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	検出されず	0.06	0.006
トリクロロエチレン	mg/L	検出されず	0.1	0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	検出されず	0.1	0.01
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	検出されず	0.02	0.002
チウラム	mg/L	検出されず	0.06	0.006
シマジン	mg/L	検出されず	0.03	0.003
チオベンカルブ	mg/L	検出されず	0.2	0.02
ベンゼン	mg/L	検出されず	0.1	0.01
セレン及びその化合物	mg/L	検出されず	0.1	0.01（化合物は含まない。）
ふっ素及びその化合物	mg/L	検出されず	8	0.8（化合物は含まない。）
ほう素及びその化合物	mg/L	1.1	10	1（化合物は含まない。）
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	検出されず	アンモニア性窒素に0.4 を乗じたもの、亜硝酸性 窒素及び硝酸性窒素の 合計量 100	—
1,4-ジオキサン	mg/L	検出されず	0.5	0.05

今回の水質検査は、水質汚濁防止法による有害項目について実施したものです。

参考として、環境基本法による環境基準を記載していますが、環境基準では、一部化合物を含まない有害項目が設定されています。

例：排水基準 カドミウム及びその化合物

環境基準 カドミウム

環境基準の「（化合物は含まない。）」は、上記の例のように分析項目の表記が異なることから記載しているものです。

※1 排水基準とは、水質汚濁に係る環境基準を達成するために、発生源（事業所）の排水を規制することを目的に設定されているものです。

※2 環境基準は、年間平均値とされているものです。環境基準とは、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づき定められた行政目標です。長期間の飲用を想定した際の健康への影響の観点から設定されるもので、毎日2リットル、70年間飲み続けても影響がない値とされています。